

【 掲載記事 】

- P2 話題 …… 新潟県警察機動隊宿舎棟の施設整備
- P3 特集(富山県) …… 高志の国文学館の整備
- P5 保全情報 …… 保全業務支援システム操作説明会(北陸地区)を開催
- P7 特集 …… 官庁施設の津波防災診断指針について
- P10 情報ヘッドライン …… 建築保全業務共通仕様書の改定 他



新潟県警察機動隊宿舎棟

本施設は新潟駅から北東に約7.5km、海岸から約1kmに位置し、北側近隣には新潟空港があります。新潟県警察機動隊の施設は老朽・狭隘等の早急な解消が必要であり、また、有事の危機管理時に即応できるフレキシブルな施設機能の確保や訓練機能の充実化が急務となっていました。この度、現地において庁舎、宿舎、車庫の建替え整備が計画され、前期工事である宿舎棟（車庫を含む）が平成25年3月に完成しました。

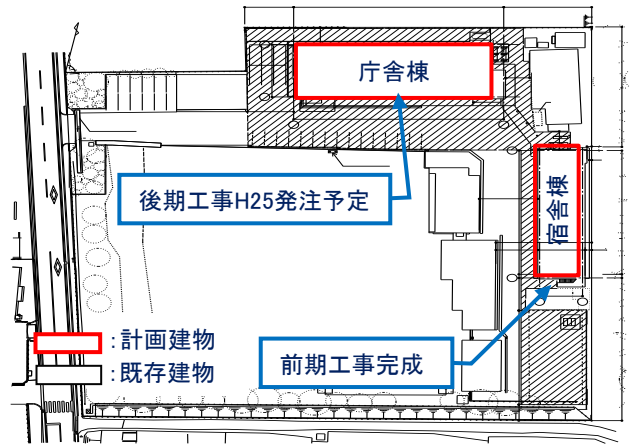
- | | | | |
|------|-----------------|-------|-------------------------|
| ■施設名 | : 新潟県警察機動隊宿舎棟 | ■工事期間 | : 平成23年11月～平成25年3月 |
| ■所在地 | : 新潟市東区河渡甲175-2 | ■構造規模 | : RC造 4階建 延べ面積 1269.00㎡ |
| ■発注者 | : 国土交通省北陸地方整備局 | | |



新潟県警察機動隊宿舎棟の整備

◆配置計画

長方形の敷地形状に、北に庁舎棟、東側に宿舎棟を配置し、工事中も使用する既存のグラウンド形状を維持する立て替え計画としました。また、両棟を隣接配置して、緊密な連携を可能とし、人の自動線を2階渡り廊下とすることで、明快で安全な人車動線分離となる合理的なゾーン構成として、機能性と機動性の高い施設となるよう配置計画しました。



建物配置図

◆宿舎棟建設

宿舎棟の外観はコンクリート打ち放し仕上げを基本としており、塩害対策や仕上げの平滑さ等への配慮のため、整備段階において、モックアップの製作や打ち込み・締め固め等各工程の厳格な品質管理等を徹底することで、密実でひび割れの無いコンクリート施工をめざしました。

食堂は今後建設される庁舎棟からのアクセスを容易にするため、歩行動線のメインフロアである2階に配置するとともに、大開口窓を設け、自然採光や通風に配慮した開放的な空間としています。

寮室は個室で2階から4階に中廊下を挟んで西、東に向きに配置し、プライバシーに配慮しています。また、食堂や寮室の内装には積極的に木材を活用し、暖かみのある空間としています。



外 観



夜 景



1. 事業の概要

本事業は、富山県ゆかりの作家や作品の魅力を発信する「高志の国文学館」を整備するため、既存建築物（富山県旧知事公館）を模様替えることにより、文化活動向けの和・洋室、研修・会議室、レストラン等に用途変更するとともに、文学に関する展示室、収蔵庫、読書コーナー、親子室等の展示部門の棟を増築し、併せて、既存の庭園の再生及び新たな庭園の増設を行ったものです。

2. 施設の概要

富山県は、万葉歌人・大伴家持が223首もの歌を詠んだ越中万葉ゆかりの地であり、堀田善衛や源氏鶏太、角川源義といった作家を輩出しているほか、宮本輝の『螢川』、柏原兵三の『長い道』、新田次郎の『劔岳 点の記』など、富山を舞台にした文学作品も多数あります。さらに、富山県は、映画では滝田洋二

郎や本木克英、細田守を輩出し、漫画では藤子不二雄[Ⓐ]、藤子・F・不二雄らを輩出しています。

高志の国文学館は、これら富山県ゆかりの作家や作品の魅力を幅広く発信し、誰もが気軽に「ふるさと文学」に親しみ、学ぶことができるとともに、新たな創作への刺激ともなる場としています。

主要用途： 文学館(博物館)、レストランほか

所在地： 富山市舟橋南 地内

敷地等面積： 13,752㎡(庭等の部分を含む。)

構造： RC造一部S造

階数： 地上2階 地下1階

延床面積： 3,070.62㎡

うち増築部分：2,341.08㎡

総工費： 約19億円

3. 施設の特徴

増築部の展示棟は、展示室、収蔵庫、研修室等の閉鎖的な空間である7つの「蔵」とそれらの蔵と蔵をつなぐ動線、交流の場等の開放的な空間である「土間」から構成されています。

「蔵」の外装は、屋内、屋外とも全てアルミ鋳物パネルとし、「土間」の天井には、木製ルーバーを採用していることから、一般的に外壁面に表れる樋、電気盤、ガラリー等を隠し、屋内では天井面からの排煙ダクト、防煙垂壁、電気ラック等の突出物を排除して、すっきりとした外観や内観を実現しています。

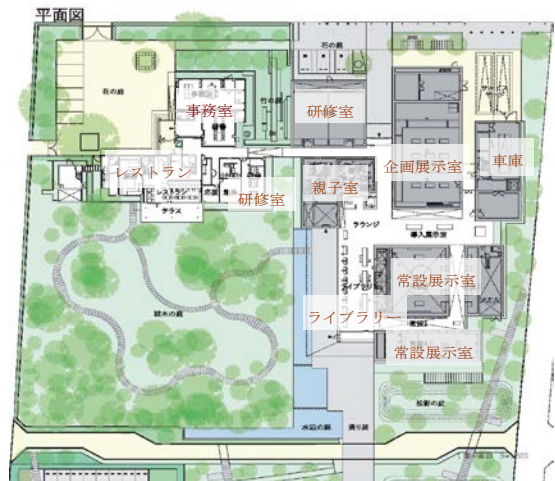
庭園に面したライブラリーは、幅20mの開口部に3枚の超大型ペアガラスを設置するとともに、庭園に向けて庇を大きく張り出しています。その開口部をはさんだ内外とも、床材を同じ石材（花崗岩）、天井材を外観上同様のルーバー（県産木材）で仕上げ、内外が連続する開放的な室内空間を実現しています。

旧知事公館は、従前の建物と庭の設計コンセプトを尊重しつつ、管理部門、研修室、レストラン（某有名シェフが手がける銀座のイタリアンの直営店）を配置し、文化活動等を行いやすい利便性の高い施設に模様替えするとともに、既存の雑木林を中心とした庭園をできるかぎり保全し、屋敷林としての緑量を維持しながら季節感と透明感のある新しい文学館に相応しい空間に再生しています。

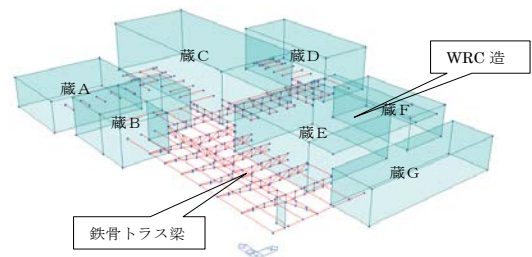
4. 建設スケジュール

平成22.7 ～ 23.7 基本設計・実施設計

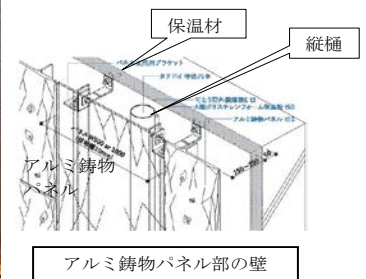
平成23.7 ～ 24.6 工事（造園含む）



＜ 配置図・1階平面図 ＞



＜「蔵」架構イメージ図＞



＜「土間」と「蔵」＞



＜ライブラリー「土間」と庭園＞



保全業務支援システム操作説明会(北陸地区)を開催

保全業務支援システム(BIMMS-N)の各省各庁施設管理者向け操作説明会を、下記のとおり開催しました。

- ◇ 新潟地区 平成24年5月 9日 新潟市内
- ◇ 石川地区 平成24年5月10日 金沢市内
- ◇ 富山地区 平成24年5月17日 富山市内

今回も昨年度と同様に演習を取り入れ、内容についても、昨年度の実施内容を踏まえ、工夫を凝らして説明を行い、説明会終了後のアンケートでは、「どちらかという役に立つ」が48%、「役に立つ」が49%とおおむね好評の結果となりました。説明会の内容は次のとおりです。

1. 保全の目的について

施設管理者が実施する保全の目的、具体的な内容について、根拠法令等の紹介も含め、説明を行いました。

2. 保全実態調査と保全業務支援システムの概要について

ASP(アプリケーションサービスプロバイダー)方式による保全業務支援システム(BIMMS-N)の概要及び北陸地区の保全現況を説明しました。保全の現況では、北陸管内の施設では建築後30年以上の施設が56%(宿舎39%)、20年以上の施設が82%(宿舎75%)となっており、多くの施設が経年劣化による改修の時期にかかっている実態が明らかになりました。

3. 保全計画の継続的な作成について

保全計画の作成については、その必要性などを説明し、各省各庁が所管する施設それぞれに対して、中長期保全計画の作成(簡易版)を実際にパソコンを操作して作成する演習を行いました。



写真1 開催状況(新潟会場)



写真2 開催状況(新潟会場)



写真3 開催状況(石川会場)



官庁施設の津波防災診断指針について

■ 制定の経緯

官庁施設は、地震等の災害が発生した場合、災害応急対策活動が円滑に行われるよう、また、その後の被災地における行政サービスの提供に極力支障が生じないよう必要な機能を確保することが求められています。

しかしながら、東日本大震災では想定を大きく上回る津波の来襲によって庁舎等が被災し、救難・救助や復旧に困難が生じた事例が見られました。

こうした教訓を踏まえ、国土交通省では平成24年3月、大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について社会資本整備審議会に諮問し、平成25年2月に答申を受けました。

この答申の内容を踏まえ、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」を改正し、津波への対応の明確化を図るとともに、関係省庁連絡会議において「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」が決定されました。

本指針は、この基準にて実施することとされた津波防災に係る診断について、答申の内容を踏まえ、標準的な方法を定めたものです。

■ 津波防災診断の目標・ねらい

本診断は、施設管理者等が行う一次診断として、対津波機能目標（※）を達成していない恐れがあ

り、具体的な対策（ハード、ソフト対策）が必要な施設の抽出・スクリーニングを行うことを目標としています。

従って、改修等の施設整備上の対策（ハード対策）を検討する際には、別途、詳細な技術的検討が必要となります。（例えば、津波に対する構造体の性能を確認するための構造計算や設備機器等を上階に移設する際の検討などがあります。）

なお、ハード対策は実施までに時間がかかることが想定されるため、施設運用管理上の対策（ソフト対策）などの早期に実施可能なものから速やかに着手することが必要となってきます。

■ 本指針の適用範囲

本指針は、津波による浸水が想定される区域に立地する全ての官庁施設の津波防災診断に適用することとなっています。

ただし、津波による浸水が想定される区域とは、津波防災地域づくりに関する法律第53条に定める津波災害警戒区域に指定された区域を想定しており、診断は事務庁舎を念頭に置いた標準的な方法であるため、診断対象の官庁施設において行われる事務及び事業の内容に応じて、適宜、必要な診断項目を追加するなどの対応が必要となって来ます。なお、宿舎に用いることは想定されていません。

（※）官庁施設における対津波機能目標

官庁施設内の人員の安全及び官庁施設を使用する機関の事務及び事業に関する以下の目標が達成されること。ただし、(3)については、災害応急対策活動を行う機関に限る。

- (1) レベル2の津波(注1)とレベル1の津波(注2)のいずれのレベルの津波においても施設利用者の安全確保を最優先の目標とする。
- (2) レベル1の津波に対しては、津波の収束後に事務及び事業の早期再開が可能となることを目標とする。
- (3) レベル1の津波はもとよりレベル2の津波に対しても、津波発生時の災害応急対策活動が可能となることを目標とする。

(注1) レベル2の津波：災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波をいう。

(注2) レベル1の津波：災害対策基本法に基づく防災基本計画に規定する最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波をいう。

■ 診断の手順

○STEP 1 調査

地域の津波対策、施設整備上の対策、施設運用管理上の対策についてそれぞれ調査を実施する。

なお、主な調査内容は次のとおりです。

- ・地域の津波対策：**基準水位**及び設計津波の水位
海岸保全施設の整備状況
高台等の**安全避難場所**の有無 等
- ・施設整備上の対策：**各階床面の高さ**
構造体の津波に対する性能
活動拠点室の設置位置
一時的な避難場所の設置位置
非常用電源の設置位置 等

- ・施設運用管理上の対策：津波発生時の**避難計画**
災害応急対策活動の実施に関する運用規則
代替拠点の確保 等

○STEP 2 個別判定

STEP 1 の調査結果に基づいて、次項に掲げる14項目の個別判定を実施する。

個別判定は、施設整備上の対策に関する判定と施設運用管理上の対策に関する判定があります。

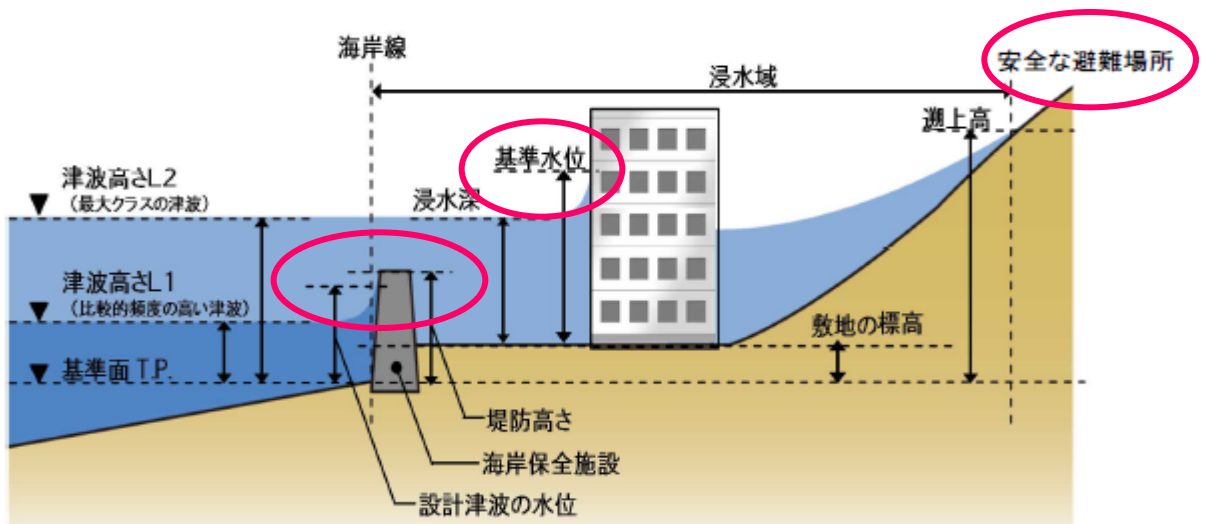


図1 地域の津波対策に関する調査内容(イメージ図)

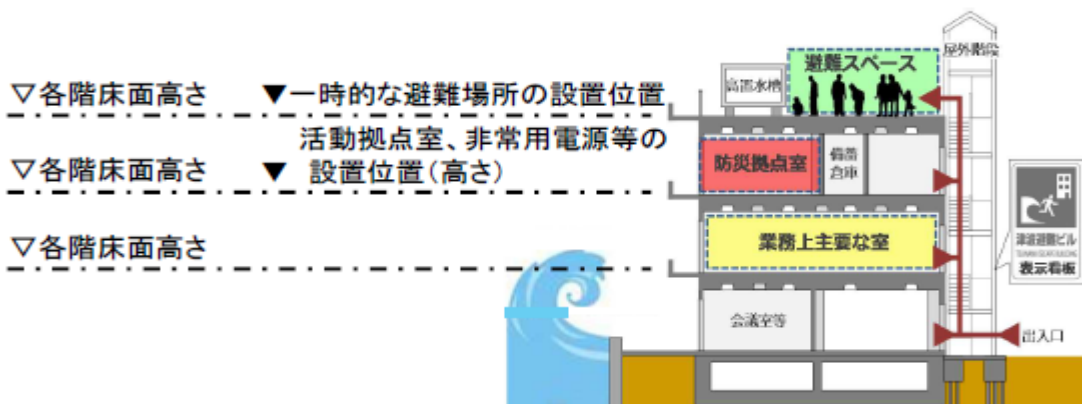
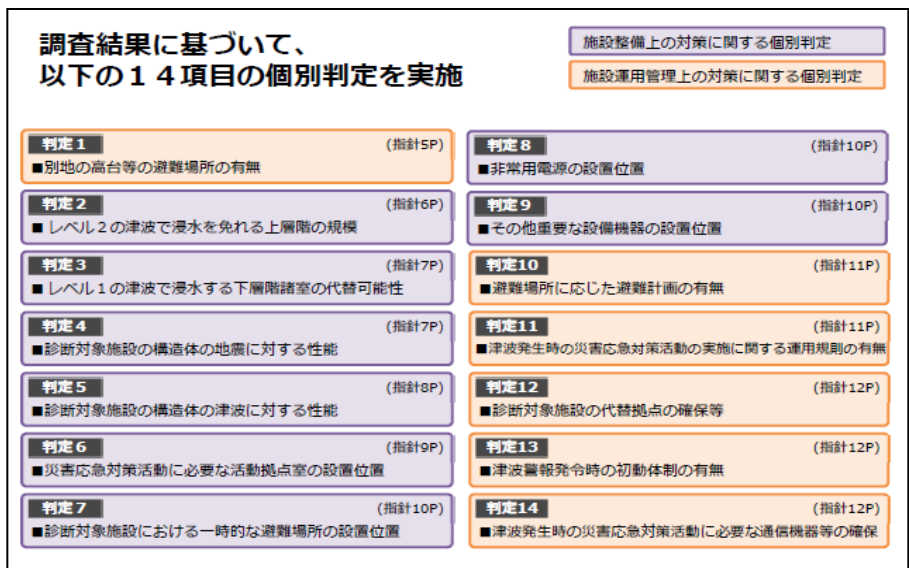


図2 施設整備上の対策に関する調査内容(イメージ図)



STEP 3 総合判定

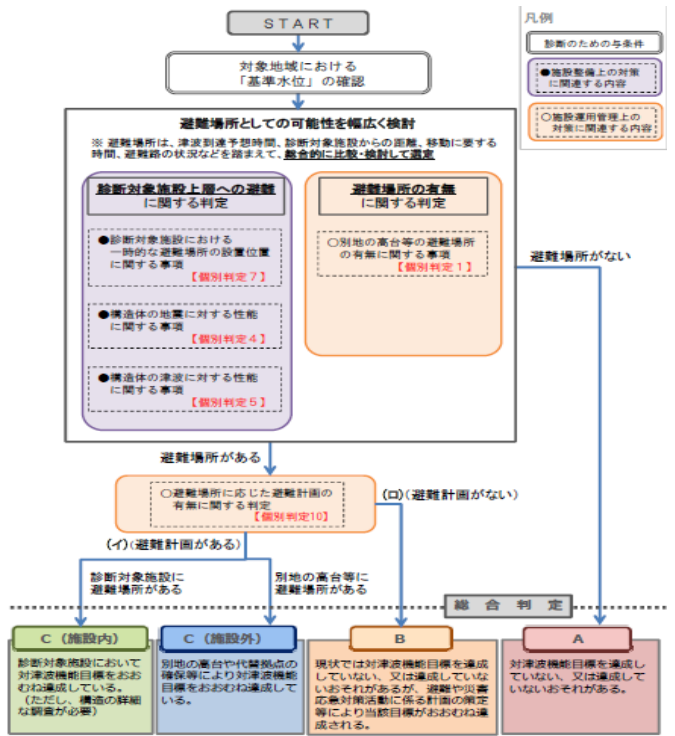
個別判定の結果を基に、総合判定フローを用いて対津波機能目標（前記）それぞれの達成状況を判定する。（総合判定フローは、本指針の別紙に掲載されています。）

なお、総合判定の評語、定義及び診断後の対策については、次表のとおりです。

■最後に

各都道府県においては、東日本大震災を踏まえ、津波ハザードマップ等の見直しがなされ、津波浸水予測図等として公表されておりますが、本指針では、津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定（浸水の区域及び水深）によることとなっています。しかし、同法に基づく津波浸水想定が指定が行われる前であっても、既に公表されている津波ハザードマップ等を用いて本指針を準用していただくことは可能です。

営繕部としましても、必要に応じて技術的支援を行って参りますので、ご連絡ください。



【対津波機能目標（在庁者の安全確保）の達成状況の総合判定フロー】
表：総合判定の評語（参考掲載）

総合判定の評語	定義 及び 診断後の対策
A	対津波機能目標を達成していない、又は達成していないおそれがある。 施設利用者の安全確保を最優先としてソフト対策を速やかに実施し、ハード対策を検討する必要がある。
B	現状では対津波機能目標を達成していない、又は達成していないおそれがあるが、ソフト対策によりおおむね達成される。 不足しているソフト対策を速やかに実施する必要がある。
C (施設外)	別地の高台や代替拠点の確保等により対津波機能目標をおおむね達成している。 防災機能の確実性を高めるための対策を継続的に検討する必要がある。
C (施設内)	診断対象施設において、対津波機能目標をおおむね達成している。 建築物の構造体と設備についての詳細な調査が必要。



■建築保全業務共通仕様書の改定

建築保全業務共通仕様書は、平成25年版に改定され、国土交通省大臣官房官庁営繕部のホームページに掲載されています。

本仕様書は施設管理者等が施設の保全業務の委託契約を締結する際に、委託する業務の内容を明確にし、建築物等の保全水準の確保に資することを目的として策定されています。

本仕様書には「定期点検等及び保守」、「運転・監視及び日常点検・保守」、「清掃」、「執務環境測定等」及び「警備」の各業務について、一般的な保全業務項目と標準的に実施される作業内容、実施周期等が定められています。

平成20年版からの改定では、建築基準法及び官公法の定期点検に係る告示、有識者からの意見、新技術等に対応して主に次の様に改定されています。

- 1 第1編の名称を総則に変更し、本仕様書の位置付けを明確化
- 2 電気自動車用普通充電装置・急速充電装置の点検項目を追加
- 3 室内の窓ガラス清掃の作業項目を追加
- 4 「ねずみ・昆虫等の調査及び防除」を追加
- 5 「官公庁施設の建設等に関する法律」第12条に定める国家機関の建築物の点検について、「国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月17日国土交通省告示第1351号

）」に定められたため、保守点検項目の備考欄に【12条点検】と記載し、同法に基づく点検であることを明確化

- 6 清掃員Aについて、ビルクリーニング技能士の国家資格を追加
- 7 バリアフリー対応で設置された停止階が2～3階の低層用エレベーターの点検部掛かり等、約30項目について改定追加

■節電相談窓口

- 北陸地方整備局営繕部 保全指導・監督室
TEL: 025-280-8880 (内線5512) 課長補佐
- 金沢営繕事務所
TEL: 076-263-4585 技術課長

■公共建築相談窓口

北陸地方整備局では、国等の機関や地方公共団体からの公共建築に関する疑問・質問等にお答えする「公共建築相談窓口」を開設しています。お気軽にご相談ください。

- 北陸地方整備局営繕部 計画課
TEL: 025-280-8880 (内線5153)
(保全関連は内線5512)
FAX: 025-370-6504
e-mail: pb-soudan@pop.hrr.mlit.go.jp
- 北陸地方整備局金沢営繕事務所 技術課
TEL: 076-263-4585
FAX: 076-231-6369

平成25年8月発行 通巻27号 ホームページアドレス http://www.hrr.mlit.go.jp/eizen/002_event/event.html

編集：北陸地方整備局営繕部 電話025-280-8880 (代表) FAX 025-280-8880
北陸地方整備局金沢営繕事務所 電話076-263-4585 (代表) FAX 076-231-6369

えいぜん通信@北陸は、北陸地方整備局のホームページでも読むことができます。

北陸地方整備局営繕部、金沢営繕事務所の業務全般に関しても、北陸地方整備局のホームページで紹介しております。どうぞ、ご覧ください。